

厚生労働省発医政 0502 第 8 号
令和 7 年 5 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費の国庫補助について

標記の補助金の交付については、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

別紙

令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費 補助金交付要綱

（通則）

- 1 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける医療施設等に給付金を給付又は施設整備等に要する経費を補助することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和7年4月1日医政発0401第5号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業に要する経費を交付の対象とする。
 - （1）都道府県が行う生産性向上・職場環境整備等支援事業
 - （2）都道府県が行う病床数適正化支援事業
 - （3）都道府県が行う施設整備促進支援事業
 - （4）都道府県が行う分娩取扱施設支援事業
 - （5）都道府県が行う小児医療施設支援事業
 - （6）都道府県が行う地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）
 - （7）市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者が行う地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）に対して都道府県が補助する事業
 - （8）都道府県が行う地域連携周産期支援事業（産科施設のうち施設）

- (9) 市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者が行う地域連携周産期支援事業（産科施設のうち施設）に対して都道府県が補助する事業
- (10) 都道府県が行う地域連携周産期支援事業（産科施設のうち設備）
- (11) 市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者が行う地域連携周産期支援事業（産科施設のうち設備）に対して都道府県が補助する事業
- (12) 都道府県が行う医療施設等経営強化緊急支援執行事業
- (13) 市区町村が行う医療施設等経営強化緊急支援執行事業に対して都道府県が補助する事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の（１）から（８）により算出された額の合計額とする。（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

(1) 生産性向上・職場環境整備等支援事業

生産性向上・職場環境整備等支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、都道府県が行う給付金の支給に必要な経費を交付の対象とする。

この給付金の交付額は、実施要綱に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：10/10）とする。ただし、給付金の支給対象となる取組に係る費用が実施要綱に基づき算出した交付額を下回る場合には、支給対象となる取組に係る費用を交付額とする。また、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(2) 病床数適正化支援事業

病床数適正化支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、都道府県が行う給付金の支給に必要な経費を交付の対象とする。

この給付金の交付額は、実施要綱に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：10/10）とする。

(3) 施設整備促進支援事業

施設整備促進支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、都道府県が行う給付金の支給に必要な経費を交付の対象とする。

この給付金の交付額は、実施要綱に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：10/10）とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（４）分娩取扱施設支援事業

分娩取扱施設支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、都道府県が行う給付金の支給に必要な経費を交付の対象とする。

この給付金の交付額は、実施要綱に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：10/10）とする。

（５）小児医療施設支援事業

小児医療施設支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、都道府県が行う給付金の支給に必要な経費を交付の対象とする。

この給付金の交付額は、実施要綱に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：10/10）とする。

（６）地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う事業

（ア）次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 3 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを

施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 か所当たり	地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）の実施に必要な次に掲げる令和6年度の経費	2分の1
① 分娩取扱期間 年間9月以上 11,400 千円		
② 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,600 千円		
③ 分娩取扱期間 年間6月未満 3,800 千円	職員基本給 職員諸手当 諸謝金 社会保険料	

(7) 地域連携周産期支援事業（産科施設）

① 施設

地域連携周産期支援事業（産科施設のうち施設）の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う地域連携周産期支援事業（施設）

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業（施設）

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 16,800 千円	令和6年度及び令和7年度における産科医療施設として必要な診療部門（診察室、病室等）の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1

② 設備

地域連携周産期支援事業（産科施設のうち設備）の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う地域連携周産期支援事業（設備）

（ア）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業（設備）

（ア）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 か所当たり 7,279 千円	令和6年度における妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費（設置費を含む。）	2分の1

(8) 医療施設等経営強化緊急支援執行事業

医療施設等経営強化緊急支援執行事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 市区町村が行う事業に都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	医療施設等経営強化緊急支援執行事業の実施に必要な次に掲げる経費 ①賃金（臨時職員の賃金） ②報酬（パートタイム会計年度任用職員の報酬） ③給料（フルタイム会計年度任用職員の給料） ④共済費（①～③を支給する職員に係る社会保険料） ⑤職員手当等（①～③を支給する職員に係る扶養手当、地域手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特地勤務手当、へき地手当） ⑥諸謝金

	⑦会議費 ⑧旅費 ⑨需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、食糧費、修繕料） ⑩借料及び損料 ⑪雑役務費（通信運搬費、手数料、自動車損害保険料） ⑫委託料
--	--

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない（予算項目が異なる事業間の配分変更は認めない。）。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上（民間団体にあつては 30 万円）の機械、器具及びその他の財産については、施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- （6）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第7号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合は、(1)から(9)

に掲げる条件（この場合において、（１）から（４）、（６）、（８）及び（９）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、（６）及び（９）中「国庫」とあるものは「都道府県」と、（５）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（９）中「第４号様式」とあるのは「第５号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

（１１）この補助金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

（申請手続）

６ この補助金の交付の申請は、第１号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

７ この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、６に定める申請手続に準じ、第１号様式による申請書を令和８年１月２０日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（交付決定までの標準的期間）

８ 厚生労働大臣は、６又は７による申請書の提出があったときは、当該交付申請書が到達した日から起算し、原則として１か月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

９ 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（遂行状況報告）

１０ この補助金のうち、「地域連携周産期支援事業（産科施設のうち施設）」における事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金

等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、事業の遂行状況について、都道府県知事から要求があったときは、速やかに第2号様式による遂行状況に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第2号様式による遂行状況報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に係る事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、「地域連携周産期支援事業(産科施設のうち施設)」に係る事業が翌年度にわたるときは、第6号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4

月 10 日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、「地域連携周産期支援事業（産科施設のうち施設）」に係る事業が翌年度にわたるときは、第 6 号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 13 特別の事情により 4、6、7、10 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。